

兵庫県尼崎市
横断歩道橋個別施設計画
(長寿命化修繕計画)



令和 7 年 1 月

兵庫県 尼崎市
都市整備局 土木部 橋りょう維持担当

①老朽化対策における基本方針

a) 長寿命化修繕計画の目的

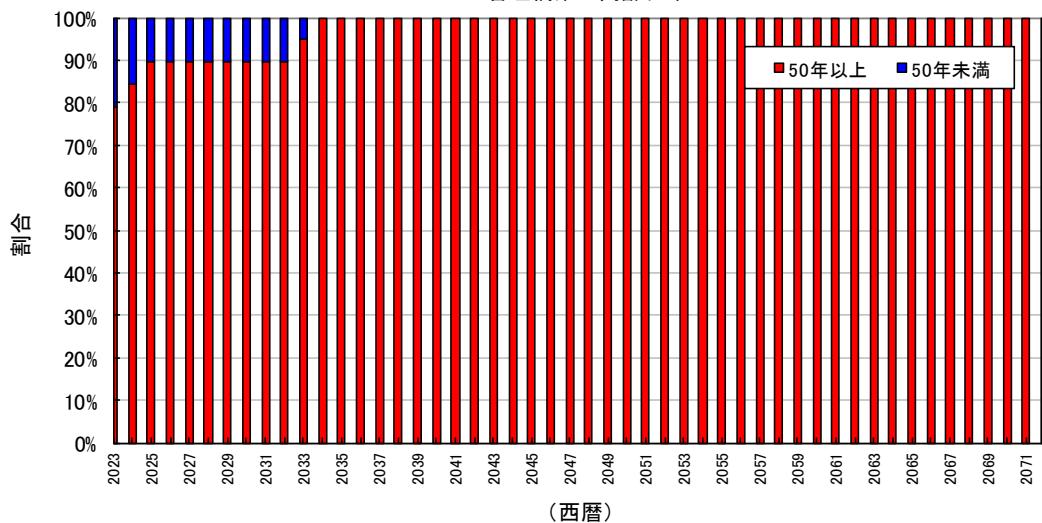
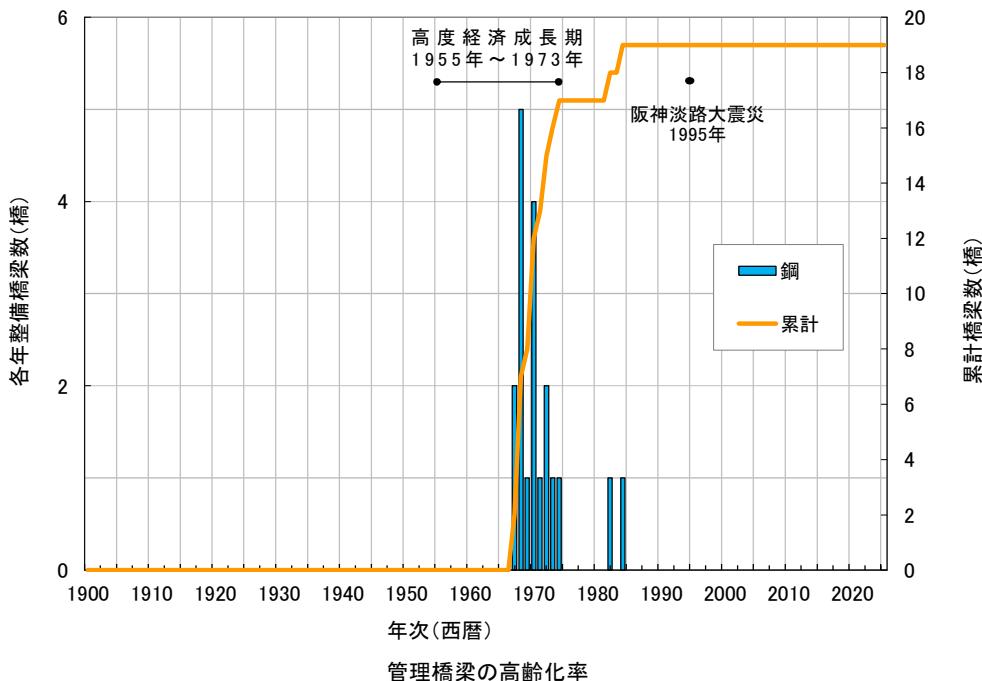
(1) 背景

○尼崎市が管理する横断歩道橋は、現在19橋ある。今年度はこれら全ての横断歩道橋について長寿命化修繕計画を策定する。

○この19橋のうち建設から50年を経過する高齢化横断歩道橋は、2023年で既に約79%であるが、今後20年後には100%となり、さらに高齢化が増大する。

(2) 目的

○このような背景から、今後増大が見込まれる横断歩道橋の修繕・架替えに対応するため、計画的な補修が可能となるよう適切な予算計画を行い、安全性の確保とコスト縮減を図る。



b) 長寿命化修繕計画の対象横断歩道橋

	市道1級	市道2級	その他	合計
全管理横断歩道橋数（令和5年度時点）	13	3	3	19
平成30年度計画策定の更新横断歩道橋数	13	3	3	19
令和5年度計画策定の更新横断歩道橋数	13	3	3	19
○長寿命化修繕計画の対象横断歩道橋数：尼崎市が管理する全横断歩道橋				

- c) 安全性の把握及び日常的な維持管理などに関する基本的な方針、
並びに対象構造物の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

1. 基本理念（基本姿勢）

市民生活を支える安全で安心な都市基盤を目指して

～計画的な維持管理と継続的な見直しによる安全・安心な横断歩道橋確保への取組～

2. 方針（進める際のルール）

- (1) 点検や補修対策を適切に実施するとともに、状況に応じた速やかな緊急対策を行い、横断歩道橋の安全性を確保する。
- (2) 長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制する。
- (3) P D C A サイクルにより、常に見直しを行い個々の横断歩道橋の安全性を確保するとともに、より効率的な修繕計画の実現を図る。

3. 戦略（具体的進め方）

(1) 定期点検の徹底

尼崎市が管理する数多くの横断歩道橋の安全性と信頼性を確保するため、定期点検を全ての横断歩道橋に対して着実に実施する。このうち、必要なものについて更に詳細な調査を行い、様々な視点で損傷状態を把握し、適切な補修対策につなげる。

(2) 速やかな緊急対策の実施

定期点検や詳細点検などにおいて、道路交通の安全性に影響する恐れのある深刻な損傷が発見された場合には、交通規制等の应急処置を施すとともに、速やかに必要な緊急対策工事を実施して安全性を確保する。

(3) 計画的な補修対策の実施

予防的な補修対策を計画的に実施することで、横断歩道橋の健全性を回復して安全性を確保するとともに、長寿命化によりライフサイクルコストの縮減を図る。

(4) データベース整備による施設管理データの有効活用

台帳データ、点検データや補修対策履歴データなどを蓄積するデータベースシステムを構築し、このデータを活用することで的確な補修対策計画を立案する。また、蓄積されたデータを分析することで、補修対策の実施結果などについても検証して、改善案の検討を行う。

(5) 長寿命化修繕計画の見直し

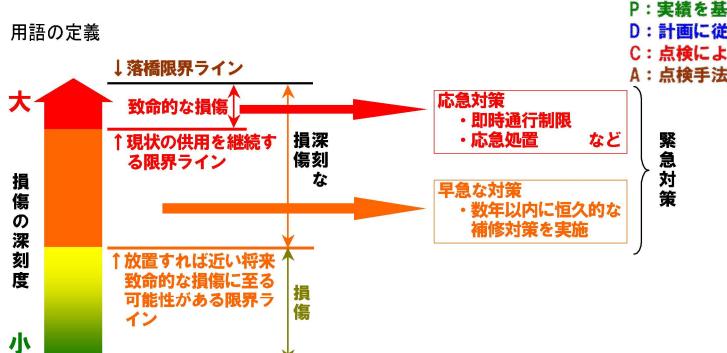
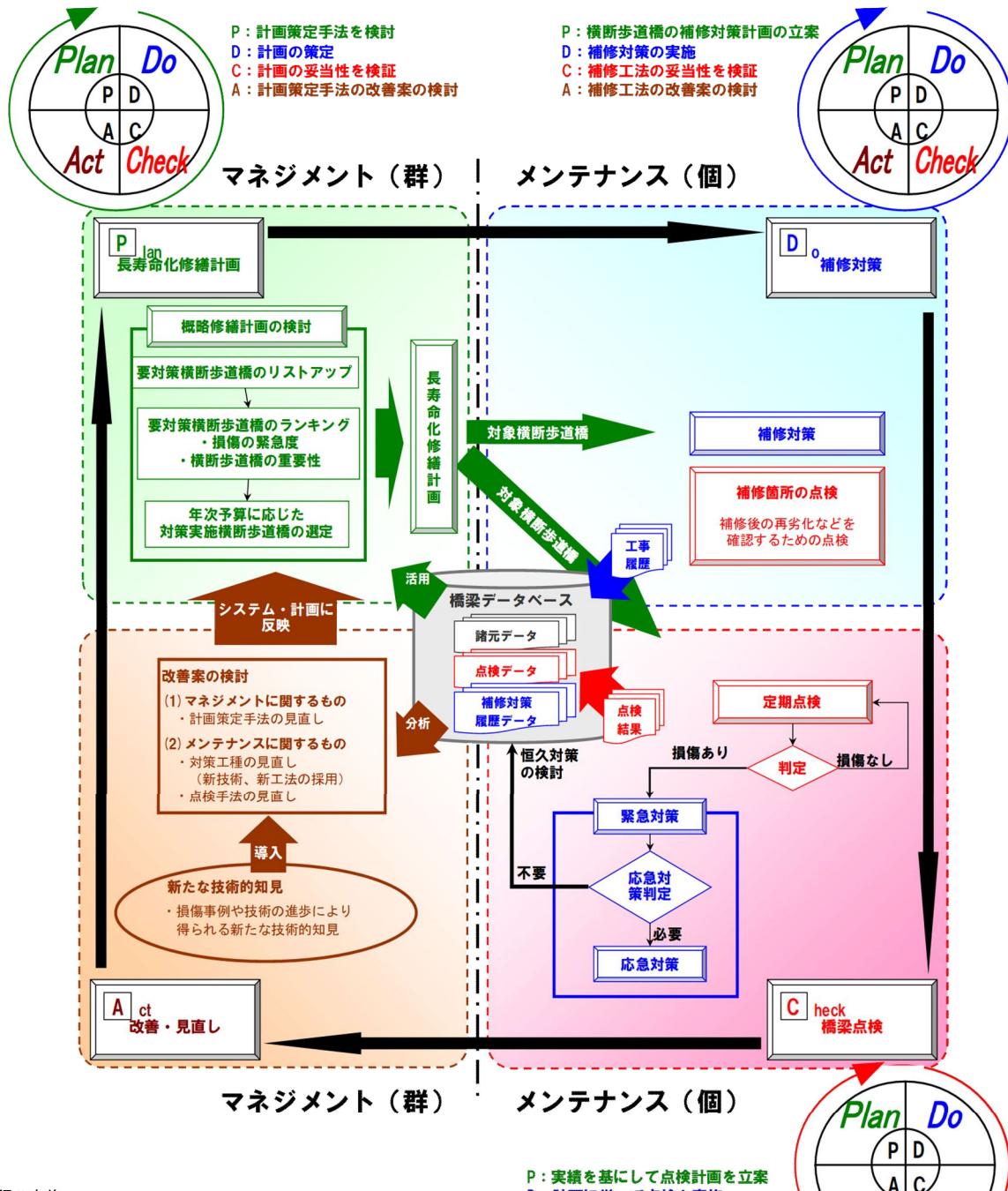
横断歩道橋の点検時期や補修対策時期を定めた中期的な維持管理計画を策定し、計画的に実施していくことで、効率的に横断歩道橋の安全性を確保する。

なお、計画的（概ね 5 年毎）な見直しに加え、定期点検により補修対策を優先すべき損傷が新たに発見された場合や、新たな技術的知見が得られた場合には、適宜「個別施設計画（長寿命化修繕計画）」を見直すものとする。

(6) 新たな知見を踏まえた継続的な改善

定期点検により着実に損傷状態を把握することに加え、建設から維持管理に至る全ての段階において、損傷事例や技術の進歩により得られる新たな技術的知見を取り入れて、技術基準や点検・照査方法などの継続的な改善を進めることで、横断歩道橋の安全性の確保と維持管理の効率化を図る。

尼崎市横断歩道橋管理体制の全体像



- 致命的な損傷: 現状の供用を継続することが困難であると判断される損傷を指す。直ちに通行制限や応急処置などの応急対策を施す必要がある。
- 深刻な損傷: 想定外の速度で進行する経年的劣化による損傷や、経年的劣化とは原因を異にする著しい損傷などを指し、「致命的な損傷」も「深刻な損傷」に含む。数年以内には恒久的な補修対策を実施する必要がある。
- 応急対策: 臨時的な通行規制や応急処置などを指す。
- 早急な対策: 数年以内に恒久的な補修対策を実施する。
- 緊急対策: 応急対策及び早急な対策を総括して「緊急対策」とする。

d) 対策の優先順位の考え方（横断歩道橋）

長寿命化修繕計画の策定にあたっては、安全性・信頼性の確保を最優先に考え、予防的な補修を図り、将来における横断歩道橋の健全性を確保するとともに、計画的な補修を実施することで維持管理費の縮減を図るものとする。

尼崎市では、下記の項目を用いて優先順位を決定する際、同じような構造である道路橋と横断歩道橋（以下、橋梁等という）を合わせた全体数で補修順位を決定するため、まとめて検討を行う。

なお、尼崎市における橋梁等の優先順位の考え方は、健全性の診断の判定区分、部材評価点、管理水準、重要度評価点を総合的に判断し、以下により決定する。

<優先順位の決定手順>

【手順 1】

100年間の予算シミュレーションにおける優先順位

(優先順位)

- 1 : 部材評価点^{*1}が10点未満の橋梁等
- 2 : 設定した管理水準^{*2}からの低下量が大きい橋梁等
- 3 : 低下量が同じ場合は、部材評価点が低い橋梁等
- 4 : 1位～3位で同じ順位となる場合は、重要度評価点^{*3}が大きい橋梁等

【手順 2】

10年間の補修計画における優先順位

(優先順位) 健全性の判定区分^{*4}「I～IV」の7段階により決定する

- 1 : 判定区分「IV」の橋梁等
- 2 : 判定区分「III (IIIa, b)」の橋梁等は、定期点検後5年以内とする。
- 3 : 優先順位は「IV→IIIb→IIIa→IIc→Ib→Ia→I」の順序とする。
- 4 : 各健全性の判定区分が同じ場合は、手順1の予算シミュレーションの順位を基本とするが、個々の状況に合わせて考慮する。

※1：部材評価点とは

定期点検により得られた損傷種類別の評価区分を基に、部材損傷点を算出し、部材毎に部材評価点を算定する。部材評価点は100点満点で表現するものとし、100点から部材損傷点を引いて算定する。（算定対象部材：主桁・床版・支承）

表：損傷種類別の評価区分と損傷点

判定区分	損傷点	損傷状況
a	0	健全 ↑ ↓
b	20	
c	50	
d	70	
e	90	損傷

※部材評価点は主桁・床板・支承の各部材の損傷状況を示した値であり、構造物全体の健全性を評価した点数ではない。

※劣化予測は、部材評価点を基にマルコフ遷移確率理論を用いて行う。

※2：管理水準とは

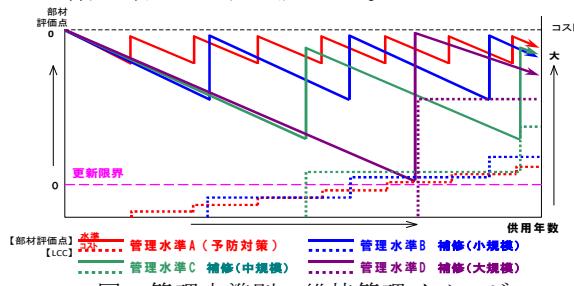
橋梁等の重要性に合わせて効率的な維持管理を行うために、橋梁等毎に管理水準を設定し、適切な時期に補修を実施する。

尼崎市では、下記のAからDまでの4段階の管理水準を設ける。

表：補修時期に関する管理水準と部材評価点の関係性

管理水準	補修イメージ	補修実施部材評価点
A	予防保全	80
B	小規模	60
C	中規模	40
D	大規模	20

※最適時期で補修できない場合は、最終時期までに補修を行う。



図：管理水準別の維持管理イメージ

※3：重要度評価点とは

橋梁等の重要性を定量的に評価するため、橋梁等の路線状況等を考慮して重要度評価指標を設定する。

尼崎市では、交差状況、防災関連道路、バス路線、道路種別、橋長、幅員の6要素により評価点を算定する。

※4：健全性の判定区分とは

健全性の判定区分については、「横断歩道橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省道路局」に示されている「I～IV」までの4段階による区分を基本とする。

長寿命化修繕計画の策定にあたっては、橋梁等の損傷状況や進行状況は様々であることから、より適切に優先順位等を決定していくため、各橋梁の損傷状況や設計・施工・環境・通行等の様々な条件を考慮し、下記の7段階により橋梁等の健全性を表したものである。

表：判定区分

区分		状態		
I		健全		橋梁等の機能に支障が生じていない状態
II 予 防 保 全 段 階	IIa	予防的な対策		橋梁等の機能に支障が生じていないが、軽微な損傷（I相当で要因・規模が明確なもの）があり、耐久性確保（予防保全）の観点から予防的な対策を講ずることで、長寿命化とライフサイクルコストの縮減につながると考えられる状態
	IIb	計画的な対策		橋梁等の機能に支障が生じていないが、損傷が進行している、又はその可能性があるため、予防保全の観点から、計画的に対策を講ずる必要がある状態 (目安としては10年以内に実施が必要な状態)
	IIc	計画的速やかな措置		橋梁等の機能に支障が生じておらず、安全性の観点からも直ちに対策するほど（III判定）ではないが、損傷が進行しており、計画的速やかに措置が必要な状態 (II判定の中で優先的に実施が必要な状態)
III 早 期 措 置 段 階	IIIa	早期に措置		橋梁等の機能に支障が生じる可能性があり、損傷部材の機能や安全性の低下が著しく、橋梁構造の安全性の観点から、早期（5年以内）に措置が必要な状態
	IIIb	最優先に措置		橋梁等の機能に支障が生じる可能性があり、損傷部材の機能や安全性の低下が著しく、橋梁構造の安全性の観点から、早期（5年以内）に措置が必要である橋梁等のうち、損傷の進行が早い等、より優先的に措置を講ずべき状態（III判定の中でもより優先的に実施が必要な状態）
IV 緊急措置段階				橋梁等の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

e) 計画期間

横断歩道橋の維持管理を安全にかつ効率的に実施するためには、各横断歩道橋の点検時期や補修対策時期を定めた中期的な維持管理計画を策定し、計画的に実施していくことが必要である。

最適な予算計画の検証にあたっては、尼崎市において実施可能な予算により検討することはもとより、設定した予算で実施した場合に健全性が継続して維持できる計画とする必要があるため、予算の検討については 100 年間の予算シミュレーションを実施し決定するものとする。

各横断歩道橋の具体的な対策時期を決定する計画期間については、予算シミュレーションの結果を基に 10 年間とする。

なお、定期点検の結果により、健全度判定区分がⅢ又はⅣとなった横断歩道橋が生じた場合や、補修対策を優先すべき施設が生じた場合、予算計画において補修対策時期を見直す必要が生じた場合は、適宜「長寿命化修繕計画」を見直すものとする。

② 新技術等の活用方針

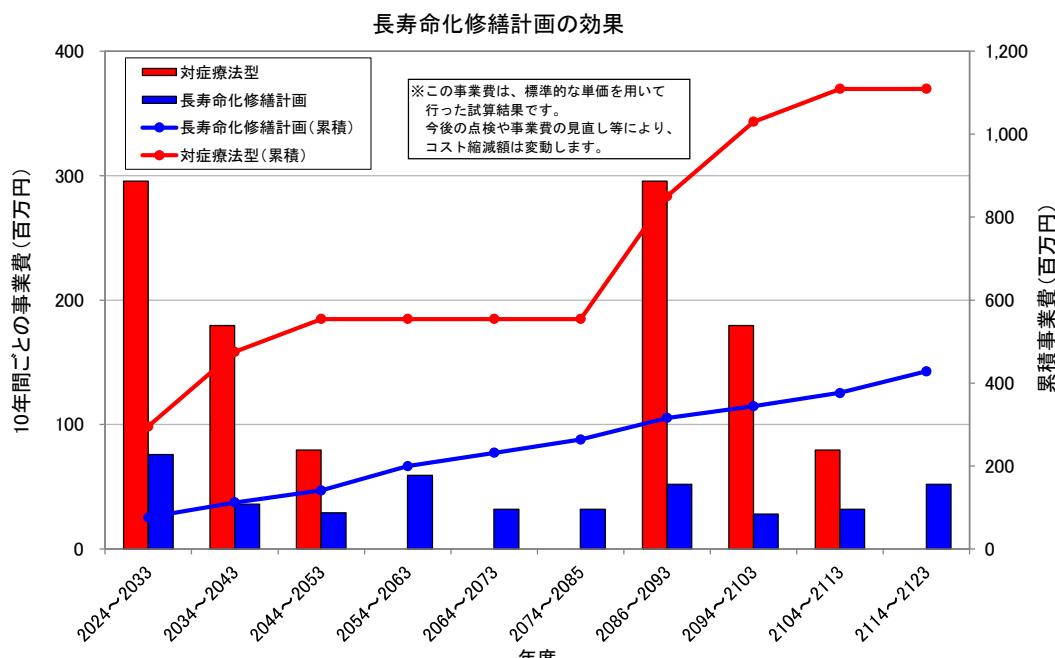
定期点検においては尼崎市が管理する全ての横断歩道橋で点検データ管理システムである『市町橋梁マネジメントシステム』を使用することで、業務の効率化及びコスト縮減を図る。また、人手不足や増大する維持管理費といった問題に対応するため、「質の向上」および「プロセスの効率化」の観点に基づき計画・調査・点検・補修工事といった橋梁の維持管理における各段階において新技術情報提供システム（NETIS）や点検支援技術性能カタログ（案）などの資料を参考に業務の高度化・効率化のため新技術の導入を検討及び実施する。

令和 10 年度までの 5 年間で 1 橋程度に新技術等の活用を検討することにより、10 万円程度縮減することを目指す。

③ 費用の縮減に関する具体的な方針

a) 長寿命化修繕計画による効果

これまでの対症療法的な補修や架替えから、長寿命化修繕計画に基づいた計画的な補修や架替えを実施することで、今後 100 年間で約 61 % のコスト縮減が見込まれる。また、予算の年度計画においても、対症療法的な架替えの場合、莫大な費用が集中して必要となるのに対し、長寿命化修繕計画に基づいた計画的な補修や架替えにより、平準化され計画的な予算執行が可能となる。



b) 集約・撤去による費用の縮減

社会経済情勢や行政および地域における将来計画、橋梁の利用状況や健全性など総合的に勘案して集約化・撤去について検討を行い費用の縮減を推進する。

なお、集約・撤去に向けて検討する場合、利用頻度や近隣の迂回路、地域住民への説明・要望などを確認する。

令和10年度までの5年間で、2橋程度の集約・撤去を検討し、将来的な維持管理コストを200万円程度縮減することを目指す。

(参考) 計画策定担当部署および意見聴取した学識経験者等の専門的な知識を有する者

(1) 計画策定部署

兵庫県 尼崎市 都市整備局 土木部 橋りょう維持担当

TEL : 06-6415-6802

(2) 意見を聴取した学識経験者等の専門的な知識を有する者

神戸大学大学院工学研究科市民工学専攻 森川英典 教授

【別紙】対象横断歩道橋ごとの状態

No	橋梁名	橋長(m)	幅員(m)	架設年度	最新の点検年度	最新の点検結果	点検後に対策を実施した橋梁
1	東七松歩道橋	21.0	2.30	1967	2020	IIIa	2023年度補修済
2	七松歩道橋	15.0	1.50	1968	2020	IIb	
3	大庄歩道橋	13.0	1.50	1969	2020	IIIa	2023年度補修済
4	長洲中通歩道橋※	24.4	1.50	1969	2020	IIc	
5	杭瀬北歩道橋	23.9	1.50	1969	2020	IIIa	2024年度補修済
6	立花歩道橋※	20.5	1.50	1969	2020	IIc	
7	常光寺歩道橋※	18.0	1.50	1969	2020	IIIa	2024年度補修済
8	西昆陽歩道橋	19.1	1.50	1969	2020	IIIa	2023年度補修済
9	園和北歩道橋	22.8	1.50	1970	2020	IIc	2021年度補修済
10	西立花歩道橋	15.2	1.50	1971	2020	IIb	
11	大庄東歩道橋	20.2	1.50	1971	2020	IIc	
12	立花中歩道橋	19.5	1.50	1971	2020	IIc	
13	浜歩道橋	27.4	1.50	1972	2020	I	
14	戸ノ内歩道橋	16.9	1.50	1972	2020	IIIb	2024年度補修済
15	時友東歩道橋※	33.3	1.50	1975	2020	IIIb	2024年度補修済
16	三反田歩道橋	66.2	2.00	1984	2022	IIa	
17	上坂部小歩道橋※	31.9	1.90	1971	2020	IIc	
18	塚口駅歩道橋	99.8	2.50	1983	2020	IIc	
-	西川歩道橋※	35.7	2.00	1974	2020	IIIa	2024年度撤去済

※撤去の方針が決定している。または補修工事の際に、現在の利用状況から撤去を検討する横断歩道橋

(撤去検討の対象の理由)

- ◆通学路に指定されていない(立花歩道橋、常光寺歩道橋、時友東歩道橋)
- ◆代替横断施設がある、もしくは代替横断施設の整備に向けて警察と協議中である
(長洲中通歩道橋、西川歩道橋)
- ◆歩道橋下の自動車交通量が少ない(上坂部小歩道橋)